

## 日野町地域活動支援交付金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、日野町地域活動支援交付金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 町は、集落又は自治会、連合自治組織及び営利を目的としない住民グループ（以下「住民団体等」という。）などが主体的となつて行う、地域活性化に資する活動を支援することにより、元気な地域づくりを推進するとともに、人と人とのつながりを大切にし、生きがいや安心を感じることが出来る地域を目指すことを目的として交付する。

### (交付金の交付)

第3条 町は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄の区分（以下「交付区分」という。）ごとに、同表の第2欄に掲げる事業（以下「交付対象事業」という。）を行う同表の第3欄に掲げる者（以下「事業実施主体」という。）に対し、予算の範囲内で交付金を交付する。ただし、国や県の助成制度の交付対象となる事業については、本交付金は交付しないものとする。

- 2 前項に定める事業への交付金の交付は、単年度で行うものとし、交付金の額は、交付対象事業に要する別表の第6欄に掲げる経費（以下「交付対象経費」という。）の額に、同表の第4欄に掲げる率（以下「交付率」という。）を乗じて得た額と、同表の第5欄に掲げる額（以下「限度額」という。）のいずれか低い額とする。ただし、同表の第1欄の集落活性化型A、集落活性化型B及び集落活性化型C（以下「集落活性化型」という。）を併せて取り組む場合は、それぞれの限度額を合算した額を限度額とする。また、同表の第1欄の地域創造型（以下「地域創造型」という。）において、新規性・先駆性等があるもので、町長が特に認める場合は、交付率を3分の2に嵩上げすることができるものとする。
- 3 交付額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。また、限度額を上限とし概算払いすることができる。
- 4 事業実施主体が同種の事業を実施するために受けられる交付の回数は、交付区分に応じそれぞれ1回限りとする。また、集落活性化型において、事業実施主体は単独の自治会単位とし、地域創造型との重複申請は可とするが、交付対象経費は別にしなければならない。
- 5 同一事業の継続は、最長3年間可能とするが、年度ごとに継続の可否を審査する。また、本要綱は3年毎に見直すこととし、要綱の見直しを行った年度から、同一事業でも再び申請できるものとする。

### (交付申請)

第4条 住民団体等が交付対象事業を実施しようとするときは、交付対象事業の着手前に、日野町地域活動支援交付金交付申請書（様式第1号）および日野町地域活動支援交付金対象事業実施計画書（別紙1）を提出するものとする。

### (交付金の交付決定)

第5条 町長は、前条の規定により実施計画書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し交付金を交付すべきと認めたときは、日野町地域活動支援交付金決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。ただし、地域創造型においては、別に定める審査会に諮り、交付金の交付について適否の判定に資するものとし、適当であると認めたときは、日野町地域活動支援交付金決定通知書により、申請者に通知するものとする。

（交付対象事業の変更等）

第6条 前条の規定による通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、当該申請の内容を変更、中止又は廃止しようとするときは、日野町地域活動支援交付金変更等承認申請書（様式第3号）を町長に提出し、その承認を得なければならない。なお、次に掲げるもの以外の変更は、変更承認申請を必要としない。

- （1）交付金額の2割以上の減額を伴う変更
- （2）交付金額の増額を伴う変更
- （3）交付対象事業の規模を大幅に縮小する、又は実施の時期を大幅に遅延する変更
- （4）交付対象事業の内容の変更につながる、事業費配分の変更や、新たな支出自由の追加
- （5）その他、交付対象事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更

（交付決定の変更）

第7条 町長は、交付決定者から前条の規定による交付金の交付決定の変更又は取消を決定したときは、日野町地域活動支援交付金交付決定変更通知書（様式第4号）により、交付決定者に通知するものとする。

（完了報告）

第8条 交付金の交付決定を受けた者は、交付対象事業が完了したときには、速やかに補助事業等完了届（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 住民団体等は、交付対象事業が完了した場合は、日野町地域活動支援交付金事業実績報告書（様式第6号）を交付対象事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日までに提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- （1）経費が確認できる領収書又は請求書等の写し、又は監査報告書の写し
- （2）活動にかかる写真、活動が掲載された広報誌、新聞等いずれか一つ

（交付金の額の確定）

第10条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書により、交付金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、日野町地域活動支援交付金確定通知書（様式第7号）により、交付決定者に通知するものとする。

（交付金の請求）

第11条 交付決定者は、前条の規定により交付金確定通知を受けたあと、速やかに補助金等交付請求書（様式第8号）を町長に提出するものとする。

2 町長は、概算払により交付金等を交付しようとする場合においては、あらかじめその旨を交付金の交付決定を受けた者に通知するものとする。

3 交付金の交付決定を受けた者は、前項の通知を受けた場合、交付決定額の範囲内で補助金等交付請求書（様式第8号）により請求することができるものとする。

（交付条件）

第12条 交付金の交付目的を達成するため、住民団体等は、この交付金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を保管すること。

（遂行状況の報告等）

第13条 町長は必要があれば住民団体等に対し交付対象事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は日野町補助金等交付規則（昭和45年日野町規則第20号。以下「規則」という。）の定めるところによる。

附 則

（施行期日等）

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

（日野町地域活動支援交付金交付要綱の廃止）

2 日野町地域活動支援交付金交付要綱（平成28年要綱第23号）は廃止する。

3 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

4 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。